

## 令和8年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
1	訓練スケジュール関係	要領 752行目 令和8年度の各種日程案について	長期鼓動人材育成コース 健康試験日について	現在、3月4日試験日として設定がなされていますが、2025年度本科生の卒業式日程と重なっており、試験日をずらしていただくことは可能でしょうか? 全教職員が式典出席となる為面接などの対応ができないため。	日程の変更については、日程の変更に係る影響など総合的に確認し、関係機関との調整のうえ判断する事項であることから、現時点での具体的な回答は困難となります。が、今後、影響等を確認し、関係機関とも調整させていただいたうえで判断することとなります。 ※ 現時点においては、この回答となります。	11月17日
2	訓練内容等	要領231行目 および 要領225行目	1単位時間を90分とした場合の1日のコマ数	「1単位時間を90分とするものは、当該1単位時間を2時間とみなす」とあります。また、「eラーニングコースを除く訓練コースについては、1日5~6時間を標準とし、9:00から17:00までの間で任意に設定できる」と記載されています。 このため、1コマを90分(=2時間換算)とした場合、1日あたり3コマまで設定するという考え方でよいでしょう。	お見込みのとおり。	11月17日
3	訓練内容等	要領225行目	1日のコマ数について	1日に実施する訓練のコマ数は全日程を通じ統一しなければならないか。 これまで、全日程6コマと統一して訓練を実施していたが、日によって5コマや6コマ、指定来所日は3コマなど、月100時間以上の範囲内で適宜設定してよいか。	1日に実施する訓練のコマ数は全日程を通して統一する必要はありません。 訓練について、月当たり100時間を標準とし、原則として下限の時間を80時間として月の合計訓練時間がその時間以上となるよう訓練を設定ください。 なお、1日の訓練時間は、「5~6時間を標準とし、9:00から17:00までの間で任意に設定」ください。 また、訓練時間について月当たり100時間を標準としているため、100時間未満となる場合は、委託費算出の際には、当該月は按分する必要がありますのでご留意ください。	11月17日 ※11月28日追記
4	訓練内容等	要領231行目	休憩時間について	一日のスケジュール通常45分×6時限の時、1時限目45分・休憩・2、3時限合計90分・お昼休み・4、5時限合計90分・休憩・6時限目45分のように訓練内容に応じて変更してよいか。 また、休憩時間の規定もしくは推奨時間があるか。	休憩時間については、訓練期間において内容に応じて変更してさしつかえありません。 また、休憩時間の規定もしくは推奨時間はありませんが、「1単位時間を45分以上60分未満とする場合は、当該1単位時間を1時間とみなす、1単位時間を90分とするものは当該1単位時間を2時間とみなす。」ことから、それを踏まえて休憩時間をご設定ください。	11月17日
5	訓練内容等	開講希望調査	開講希望コース内容(条件)について	検定対策を含めたカリキュラム内容で今まで申請してきましたが、検定を含まずジェルネイルのみのカリキュラム内容での申請が可能でしょうか。	委託訓練については、企画提案公募要領に記載のとおり、「直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があつても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。」とならないよう実施する必要があります。 従いまして、訓練における技能習得水準を明確にするため、目標となる資格を掲げて申請ください。	11月28日
6	訓練内容等	開講希望調査	訓練開講期間について	説明会の資料に訓練開講(開始)が、令和8年6月～令和9年1月と記載あるが、下に※令和8年度内で訓練修了することと記載があり。令和9年1月(開始)～3月までの開講での申請可能でしょうか。	公募要領2頁記載の知識等習得の右記以外のコースを開講する場合は、1月(開始)から3月(訓練修了)までの申請可能です。	11月28日

## 令和8年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
7	訓練内容等	定住外国人向け職業訓練コース	通訳の配置について(訓練生語学力の想定)	<p>①対象者は「一定程度の日本語能力を有するものの、知識等習得コースを受講するうえで配慮が必要である者」とありますが、入校に際し、言語的コミュニケーションで通訳を要する人材と捉えるのでしょうか。その場合は授業中通訳者を配置ということになりますか？</p> <p>②読み・書きの部分での入試は行ってもよいのでしょうか。</p> <p>③取得できる資格は当校の裁量で計画してもよいでしょうか(言語レベルを想定した資格で企画予定)</p>	<p>①ご質問のとおり対象者は「一定程度の日本語能力を有するものの、知識等習得コースを受講するうえで配慮が必要である者」となっているため、定住外国人向け職業訓練コース仕様書に記載のあとり「カリキュラム等訓練の運営にあたっては、通訳の配置やルビを付したテキストの使用など」、訓練生の日本語能力合わせた必要なご配慮ください。</p> <p>②訓練生の選考の際に筆記試験を行うことは可能です。</p> <p>③取得目標資格については、貴校において受講生の言語能力等を想定し、取得が見込める資格等をご判断のうえ、設定ください。</p>	12月5日 ※12月8日一部修正(下線部)
8	訓練内容等	開講希望調査	訓練開講期間について	開講希望(案1)の中で3か月と4か月など違う期間のコースを入れて希望する事も可能でしょうか。	訓練期間については、1つの訓練期間を設定する必要があるため、開講希望については、1つの訓練期間を設定のうえご記載ください。	12月5日
9	就職状況確認	知識習得コース仕様書76項目	雇用形態が正社員でない場合の提出書類について	雇用形態が正社員でない場合(自営業を含む)に雇用契約書の提出が必要とありますが、就職状況報告書において、既に採用先企業に証明をいただいておりますが、それにもかかわらず、さらに雇用契約書の提出が必要となるのでしょうか?また、就職支援経費就職率の算出の際に、雇用契約書が提出されていないと就職支援経費就職率としてカウントされないのでしょうか?	<p>就職支援経費の算出に係る対象就職者の確認書類については、知識習得コース仕様書に記載のあとり「雇用形態が正社員でない場合(自営業を含む)」の場合は、「雇用契約書や法人設立届出書又は個人事業開廃届の写しなど」(以下必要書類)となっており、原則、企業の証明書と併せて上記必要書類の提出が必要となります。</p> <p>なお、就職支援経費の算出の際の対象者については、基本的に雇用形態ごとに必要な確認書類をもとに判断することとなりますので必要書類で確認ができない場合は対象としてカウントされません。</p> <p>また、必要書類等の個別具体的な内容に係る確認については、契約後以降に管轄とする職業能力開発校とご相談ください。</p> <p><b>【知識習得コース仕様書の記載内容】</b>          雇用形態や就職先によって下記書類の提出が必要となる。          ・雇用形態が正社員でない場合(自営業を含む)          →雇用契約書や法人設立届出書又は個人事業開廃届の写しなど          ・委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合          →雇用保険被保険者資格取得確認通知書(雇用保険被保険者資格取得届等受理後に安定所長から事業主に交付)の写し及び雇用契約書又は労働条件通知書の写し</p>	12月5日 ※12月8日一部修正(下線部)
10	訓練要件	提出様式4	訓練設備「プリンター」の必須要件に関するご確認	20段目の「プリンター」の項目ですが、PCを使用する訓練ではプリンターは必須設備となりますか。	必須設備ではございません。	12月5日